

千葉県弁護士会紛争解決支援センター「医療ADR」について

1.医療ADRとは

ADRとは、裁判外紛争解決手続の略称で、訴訟以外の紛争解決手段のことを指します。このうち「医療ADR」とは、医療紛争（患者やその家族と医療機関との間のトラブル）を対象とするものです。

2.特徴

医療行為を受けた患者に後遺症や死亡などの予想外の悪い結果が生じた場合に、患者やその家族と医療機関との間で、医療ミスがあったのか否かなどをめぐって紛争が生じる場合があります。

このような場合、当事者間の話し合いがまとまらなければ、裁判に解決を委ねることも選択肢の一つです。しかし、裁判はあくまで法的争点の判断に必要な範囲で事実を認定するものであり、当事者が求める「真相究明」がなされとは限りません。また、裁判では金銭賠償が原則であり、例えば「きちんと説明してほしい」、「再発防止をしてほしい」などといった請求は認められません。

これに対し、医療ADRでは損害賠償を請求することも可能ですが、例えば患者が医療機関に対し説明を求める申立ても可能です。また、患者側と対話の機会を持ちたいけれども直接の対話が難しいと感じている医療機関が話し合いの場を持つために申立てを行うことも可能です。

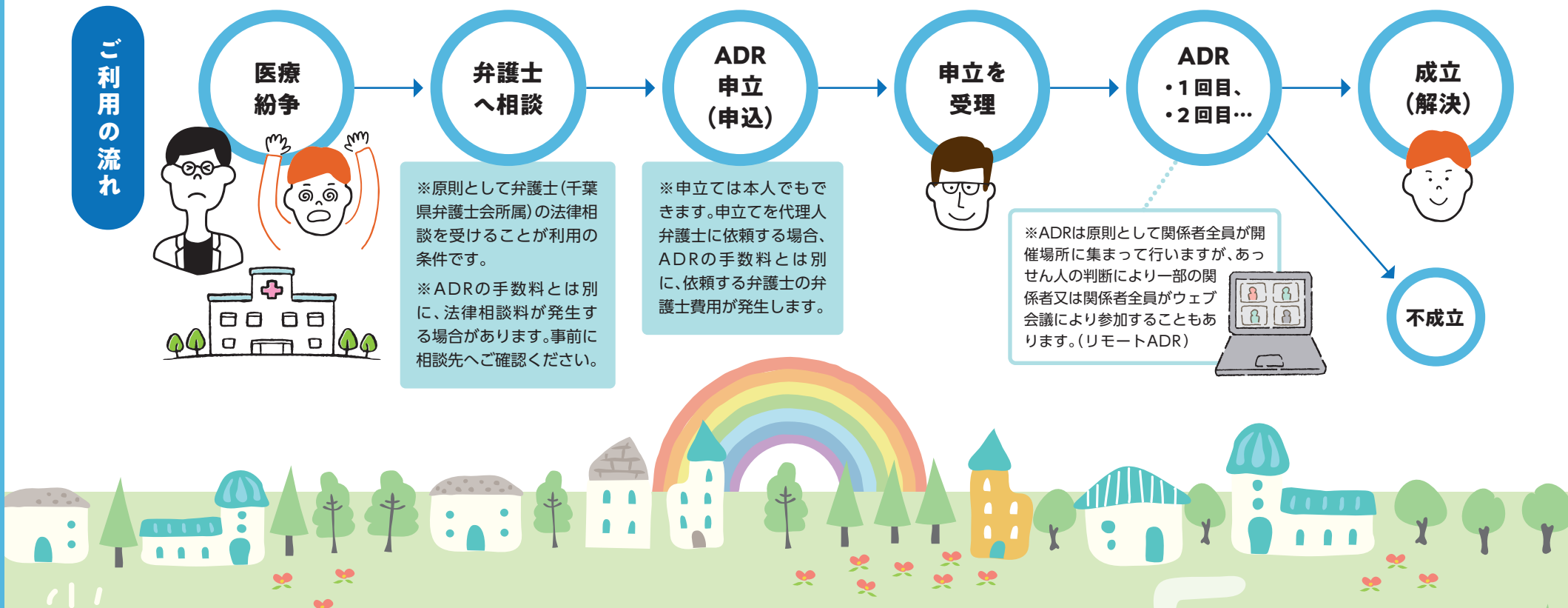
千葉県弁護士会の医療ADRでは、原則として全ての案件で医師又は歯科医師が「専門委員」に選任されます。専門委員はいずれも医療現場の第一線で活躍している医療のプロフェッショナルです。そして、法律の専門家であるあっせん人（弁護士）が、専門委員の助けを借りながら、専門性の高い医療紛争の解決を目指します。医療紛争でお悩みの方は是非ともご利用ください。

手数料の金額

- ①申立手数料 ……原則 2万2000円（税込）
（申立人のみ）医療機関申立ての場合は 4万4000円（税込）
- ②期日手数料 ……1 回当たり 1万1000円（税込）ずつ
（申立人・相手方）
- ③成立手数料 ……原則下表の金額を申立人と相手方で折半
（申立人・相手方）（成立（解決）した場合のみ発生）

解決した際の金額	成立手数料
300万円以下	8%(最低4万円)+消費税
300万円を超え 1500万円以下	24万円+(解決金額-300万円)×0.03+消費税
1500万円を超え 3000万円以下	60万円+(解決金額-1500万円)×0.02+消費税

※一般ADRとは手数料の基準が異なります。
※上記手数料とは別に、例えばあっせん人や専門委員等が出張したときはその旅費日当や交通費を、専門委員が特別に意見書を作成したときなどはその報酬を当事者の負担とする場合があります。
※この手数料は2022年4月1日時点のものです。変更されている場合もありますので、詳しくはお電話にてご確認ください。



- Q.1 どんな場合に利用できるの？
●患者やその家族と医療機関との間の医療行為をめぐるトラブルであれば、基本的にご利用できます。
※患者と医療機関との間のトラブルであっても、医学的知見とは無関係の事案（例えばお金の貸し借り等）については医療ADRの対象とはなりません（一般ADRの対象となります。）。
- Q.2 「専門委員」って何？
●医療ADRでは、原則として全ての案件で医師又は歯科医師が「専門委員」に選任されています。専門委員は中立的な立場から専門家としての意見を述べるなどして、解決のお手伝いをします。
- Q.3 ADRの申込みはどのように申し込むの？
●ADRを申し込むには、先に弁護士の法律相談を受ける必要があります。
●詳しくは弁護士会にお電話をいただくか、相談時に弁護士にご相談ください。
- Q.4 ADRはどのようにして実施されるの？
●日程を調整したうえで、1回目を実施します。場所は、原則として弁護士会やその支部の会館等で行います。ただし、あっせん人の判断により、現地での開催やウェブ会議を利用したり「リモートADR」を行う場合もあります。
●当日は、双方のお話をお伺いし、対立点やご希望を確認したうえで、解決の方向性を探っていきます。1回目で合意に至らなかった場合は、引き続き2回目以降も実施します。
●合意ができた場合は、合意した内容を書面にしてお渡しします。合意ができなかった場合は、不成立となり手続は終了します。
- Q.5 費用はどれくらいかかるの？
●左下記載のとおり申立手数料、期日手数料、成立手数料が発生します。
- Q.6 解決までの期間はどれくらいかかるの？
●3回以内の期日で申立受理日から3か月以内に審理が完了することを目指します。
- Q.7 相手が来なかった場合はどうなるの？
●あくまでも話し合いであるため、不成立（合意ならず）として終了することになります。なお、相手方が出席せず不成立となった場合でも、申立手数料は返金されません。
- Q.8 訴訟や調停との違いは？
●訴訟との違いは、話し合いによる柔軟・早期の解決を目的とした手続という点です。
●調停との違いは、あっせん人として必ず弁護士が関与する点です。

